美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改

正する法律案 新旧対照表

○美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成二

(傍線部分は改正部分)

十一年法律第八十二号)

環境の保全を図る上で海岸漂着物等がこれらに深刻な影響を及ぼ	第一条 この法律は、海岸における良好な景観及び環境並びに海洋	(目的)	附則	第二節・第三節 〔略〕	第一節 海岸漂着物等の円滑な処理(第十	第四章 海岸漂着物対策の推進	第一章~第三章 [略]	目次	の推進に関する法律	及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観	改正案
る上で海岸漂	第一条 この法律は、海岸	(目的)	附則	第二節・第三節 〔略〕	(第十七条—第二十一条の 第一節 海岸漂着物等の円滑な処理	第四章 海岸漂着物対策の推	第一章~第三章 〔略〕	目次	法律	処理等 及び環境の	美しく豊か	現
着物等がこれらに深刻な影響を及ぼしている現状に	における良好な景観及び環境の保全を図				.滑な処理(第十七条―第二十一条)	.進				保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する	な自然を保護するための海岸における良好な景観	行

に、 施策 的 的 るために必要な事項を定めることにより、 玉 ため必要な施策及び海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な 量に発生していることに鑑み、 している現状並びに海岸漂着物等が大規模な自然災害の な生活の か つ効果的に推 政府による基本方針の策定その他の海岸漂着物対策を推進す 地方公共団体、 (以 下 確保に寄与することを目的とする。 「海岸漂着物対策」という。)に関し、 進し、 事業者及び国民の責務を明らかにするととも もって現在及び将来の 海岸漂着物等の円滑な処理を図る 海岸漂着物対策を総合 国 基本理念を定め、 民 0) 健康で文化 場合に大

与することを目的とする。 事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、 を定めることにより、 方針の策定その 着物対策」という。) に関し、 海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策 かんがみ、 もって現在及び将来の国 海岸漂着物等の円滑な処理を図るため必要な施策及び 他の海岸漂着物対策を推進するために必要な事 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的 基本理念を定め、 民 0 健康で文化的な生活の 国 政府による基本 (以 下 地方公共団体、 確保に 「海岸漂 に 推 寄 進 項

(定義)

第二条 [略]

2 この法律において「漂流ごみ等」とは、我が国の沿岸海域にお

いて漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物

をいう。

〔新設

第二条

この法律におい

て

「海岸漂着物」

とは、

海岸に漂着したご

(定義)

みその他の汚物又は不要物をいう。

| に散乱しているごみその他の汚物又は不要物をいう。| 2 この法律において「海岸漂着物等」とは、海岸漂着物及び海岸

3| (略)

4

下略

(海岸漂着物等の発生の効果的な抑制)

第五条 号) 識に立って、 する地域のみならず全ての地域において共通の課題であるとの 生の状況が環境の保全に対する国民の意識を反映した一面を有す 生の効果的 るものであることに鑑み、 つながる水の流れを通じて海岸に漂着するものであって、 その他 海岸漂着物対策は な抑 の関係法律による施策と相まって、 循環型社会形成推進基本法 制 が図られるよう十分配慮されたものでなければ 海岸漂着物等に関する問題が海岸を有 海岸漂着物が山から川、 (平成十二年法律第百十 海岸漂着物等 そして海 その へ と \mathcal{O} 認 発 発

(海洋環境の保全)

ならない。

第六条 [略]

2 海岸漂着物対策は、海域においてマイクロプラスチック(微細

境に深刻な影響を及ぼすおそれがあること及びその処理が困難でなプラスチック類をいう。第十一条の二において同じ。)が海洋環

あること等に鑑み、海岸漂着物等であるプラスチック類の円滑な

ラスチック類の減量その他その適正な処理が図られるよう十分配処理及び廃プラスチック類の排出の抑制、再生利用等による廃プ

(海岸漂着物等の発生の効果的な抑制)

第 五条 との認識に立って、 生の状況が環境の保全に対する国民の意識を反映した一 を有する地域のみならずすべての地域において共通の るものであることにかんがみ、 つながる水の流れを通じて海岸に漂着するものであって、 るように十分配慮されたものでなければならない。 海岸漂着物対策は、 海岸漂着物等の 海岸漂着物が山から川、そして海へと 海岸漂着物等に関する問題 発生の効果的 な抑制が図ら 課題 面 その が海岸 を有す である れ 発

(海洋環境の保全)

留意して行われなければならない。
洋環境の保全が豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることに第六条 海岸漂着物対策は、海に囲まれた我が国にとって良好な海

〔新設〕

第二章 基本方針	第十一条の二 事業者は、マイクロプラスチックの海域への流出が第十一条の二 事業者は、マイクロプラスチックの海域への流出がが出るよう、通常の用法に従った使用の後に河川その他の公	第十一条 〔略〕	慮されたものでなければならない。
第二章 基本方針	[新設]	(事業者及び国民の責務) (事業者及び国民の責務) (事業者及び国民の責務) (事業者及び国民の責務) (事業者及び国民の責務) (事業者及び国民に、一条の事業活動に伴って海岸漂着物等が発生することのないように努めるとともに、国及び地方公共団体が行うとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めなければならない。 は持管理すること等により、海岸漂着物等の発生の抑制に努めな神ればならない。 は持管理すること等により、海岸漂着物等の発生の抑制に努めな神ればならない。	

第二十四条 国及び地方公共団体は、土地の占有者又は管理者に対(土地の適正な管理に関する助言及び指導等)	めなければならない。 「漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努第二十一条の二 国及び地方公共団体は、地域住民の生活又は経済(漂流ごみ等の円滑な処理の推進)	2~4 [略]	J	の条及び欠条において司じ。)の処理のため必要な措置を講じなけ	の清潔が保たれるよう海岸漂着物等(漂流ごみ等を除く。以下こ	第十七条 海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、そ	(処理の責任等)	4~6 [略]	交通大臣と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めな	3 環境大臣は、あらかじめ農林水産大臣、経済産業大臣及び国土	2 [略]	第十三条 〔略〕
第二十四条(国及び地方公共団体は、土地の占有者又は管理者に対(土地の適正な管理に関する助言及び指導等)	〔新設〕	2 ~ 4 〔略〕	1 1 1 1 7 1	じなければならなハ。	の清潔が保たれるよう海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講	第十七条 海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、そ	(処理の責任等)	4 6 略	して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。	3 環境大臣は、あらかじめ農林水産大臣及び国土交通大臣と協議	2 [略]	第十三条 〔略〕

3 第一 2 2 第二十八条の二 等となる物が河川その他の公共の水域又は海域 国際協力の 連 着物又は漂流ごみ等となる物が河川その他の 動その他の 助言及び指導を行うよう努めなければならない。 散することとならないよう、 ることの 個 よう努めなければならない。 一十五条 (民間 国 際 的 人の 流 携 略 は 出し、 その占有し、 \mathcal{O} 地の占有者又は管理者は、 表彰に努めるものとする。 確保及び海岸漂着物等の処理等に関する技術協力その他 0 重要性に鑑み な連携 寸 海岸漂着 活動を行う者に対し、 推進に必要な措置を講ずるものとする。 体等との緊密な連 又は飛散することとならないよう、 略 国は の確保及び国 又は管理する土地から海岸漂着物又は漂流ごみ 物等 海岸漂着物対策を国際的協調 の処理等の推進に寄与した民間の団体及び 海岸漂着物対策の推進に関する国 当該土地の適正な管理に関し必要な 際協力の推進) 携の確保等) 当該土地において一 当該事業活動等に伴って海岸漂 公共の水域又は海域 必要な要請を行う へ流出し、 時 0 下 的 で推進す な事業活 冒際的な 又は飛 2 2 第二十五条 〔新設〕 〔新設〕 Ļ ばならない。 飛散することとならないよう、 着物となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出 動その他の活動を行う者に対し、 らないよう、 Ш 行うよう努めなけ (民間の その他の公共の水域又は海域へ流出 土地の占有者又は管理者は、 [略] その占有し、 寸 体等との緊密な連携の確保等) 当該土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導 略 ればならない。 又は管理する土地から海岸漂着物となる物が河 当該土地において一 必要な要請を行うよう努めなけ 当該事業活動等に伴って海岸 又は飛散することとな

時的

な事

業

活

又は

れ

漂

(海岸漂着物対策推進会議)

進を図るための連絡調整を行うものとする。
進会議を設け、海岸漂着物対策の総合的、効果的かつ効率的な推発の機関の職員をもって構成する海岸漂着物対策推第三十条。政府は、環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

(海岸漂着物対策推進会議)

| 行政機関の職員をもって構成する海岸漂着物対策推進会議を設||第三十条 政府は、環境省、農林水産省、国土交通省その他の関係

めの連絡調整を行うものとする。

け、

海岸漂着物対策の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るた

2 · 3 [略]

2 •

略

七